

愛知県海岸漂着物対策推進協議会設置要領

（目的）

第1条 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「法」という。）第15条に基づき、関係者が連携して海岸漂着物の円滑な処理とその発生の抑制を図る施策の連絡調整等を行うため、愛知県海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- （1）法第14条に定める地域計画の作成又は変更に関して協議すること。
- （2）海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。
- （3）その他海岸漂着物対策に必要なこと。

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。なお、国関係機関、市町村及び県関係は当該機関等から選出された者とする。

（任期）

第4条 別表に掲げる学識経験者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（座長）

第5条 協議会に、座長を置き、構成員の互選により選出する。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故ある時は、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、座長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第7条 協議会は公開とする。ただし、協議会において次の各号のいずれかに該当する事由により公開しない旨を決議したときは、この限りでない。

- （1）愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して検討を行う場合
- （2）会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

（会議録）

第8条 協議会の議事については、会議の概要を記載した会議録を作成し、5年間保存するものとする。

- 2 前項の規定により作成された会議録は、第7条の規定により非公開とした事項に該当するものを除き、公表するものとする。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、愛知県環境局資源循環推進課において処理する。

(雑則)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 20 日から施行する。

別表

愛知県海岸漂着物対策推進協議会委員名簿

区 分		構 成 員		備 考
学 識 経 験 者	青木 伸一		大阪大学 名誉教授	
	千葉 賢		四日市大学 教授	
民 間 団 体	蒲郡 5 3 0 運動推進協議会 会長			
	篠島観光協会 会長			
	宮崎町内会 会長			
	佐久島観光の会 会長			
	鬼崎漁業協同組合 参事			
行 政	国 関 係 機 関		環境省中部地方環境事務所	
			国土交通省中部地方整備局	
			海上保安庁名古屋海上保安部	
	県 関 係	環 境 局	資源循環推進監	
			環境政策部環境活動推進課	
			環境政策部水大気環境課	
		農 業 水 産 局	水産課	
		農 林 基 盤 局	農地部農地計画課	海岸管理者
			農地部農地整備課	
		建 設 局	河川課	海岸管理者
		都市・交通局	港湾課	海岸管理者
	市 町	豊橋市		
		岡崎市		
		西尾市		
		蒲郡市		
		常滑市		
		知多市		
		田原市		
		南知多町		
		美浜町		